

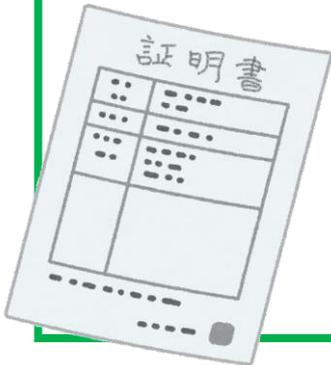
武蔵村山市 特定創業支援等事業

武蔵村山が創業のお手伝い!

武蔵村山市は、連携機関と「武蔵村山市創業支援等事業計画」を策定し、経済産業省及び総務省より認定を受けました。これにより、『特定創業支援等事業』を実施し、これから創業するかたや創業して5年未満のかたを対象に、各種支援をします。

特定創業支援等事業

創業塾、セミナー又は個別相談により、創業時に必要となる「経営」「財務」「人財育成」「販路開拓」の知識を身に付けることができます。



受講・相談後、市役所で証明書を発行

申込制

創業個別相談

先着順

毎月第二木曜日

午前10時～正午

又は

毎月第四木曜日

午後14時～16時

1人につき

1時間程度



会場：中部地区会館 会議室（武蔵村山市役所4階）等
（武蔵村山市本町1-1-1）

対象：創業を目指している方、創業後間もない方

申込：原則、相談日の3営業日前までに、電話または市役所窓口で受付

証明を受けることで、下記に記載のメリットを受けられる場合があります。

メリット 1

創業前の方が市内で株式会社を設立する場合、登録免許税が軽減されます。

資本金の0.7%

→ **0.35%**

最低税額 15万円

→ **7.5万円**

メリット 2

創業関連保証の特例利用対象期間が拡大されます。

創業2か月前

→ **創業6か月前**

メリット 3

日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ

その他、証明を受けることが条件となる制度が利用できます。

注）各制度（登録免許税の納付や創業関連の信用保証を受ける等）の要件を満たしていることが前提です。

特定創業支援等事業の内容や問合せ先等については裏面をご覧ください。

